

愛知教育大学地域連携センター規程

〔 2009年 9月 9日 〕
規 程 第 55 号

（趣旨）

第1条 この規程は、国立大学法人愛知教育大学学則（2004年学則第1号。以下「学則」という。）第28条第4項の規程に基づき、愛知教育大学地域連携センター（以下「センター」という。）に関し、必要な事項について定める。

（目的）

第2条 センターは、教育関連諸機関等との連携協力を維持・発展させ、幅広い研究分野を有する愛知教育大学（以下「本学」という。）の特性を活かした社会貢献を行い、地域社会の要請に応えるとともに、地域連携の総合的発展に向けた創造的な取り組みを行うことを目的とする。

（業務）

第3条 センターは、次に掲げる事項に係る業務を行う。

- (1) 地域連携及び地域貢献に関する事項
- (2) 外国人児童生徒の学習等のための支援事業に関する事項
- (3) その他センターの目的達成のために必要な事項

（部門）

第4条 前条の業務を遂行するため、センターに次の部門を置く。

- (1) 地域連携部門
- (2) 外国人児童生徒支援部門

（職員）

第5条 センターに、次の職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 愛知教育大学教育創造開発機構規程（2009年規程第49号。以下「機構規程」という。）第5条第1項1号に規定する専任教員
- (3) 機構規程第5条第1項第2号に規定する兼任教員
- (4) その他必要な職員

（センター長）

第6条 センター長は、学則第5条に規定する理事又は学則第23条に規定する大学教員のうちから、教育創造開発機構委員会の議に基づき、学長が指名するものとし、学長は、その結果を教育研究評議会に報告する。

2 センター長は、センターの運営に関する業務をつかさどる。

3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、4年を超えてセンター長の職を継続することはできない。

（専任教員及び兼任教員）

第7条 専任教員及び兼任教員は、第4条各号に定める部門のいずれかに属するものとする。

2 専任教員及び兼任教員の選任方法、業務、任期その他の必要な事項については、別に定めるところによる。

(研究協力員)

第 8 条 センターに、センターの行う業務を支援するため、研究協力員を置くことができる。

2 研究協力員は、本学の専任の教育職員、研究員、事務職員及び技術職員並びに本学の関係諸機関の所属職員並びにセンターの行う業務に関する専門的知識を有する者のうちから、センター長の推薦に基づき、学長が指名又は委嘱する。

3 研究協力員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。ただし、年度の途中で委嘱された者の任期は、当該年度の末日までとする。なお、補欠の研究員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 研究協力員は、第 4 条各号に定める部門のいずれかに属するものとする。

5 センター長は、研究協力員（本学の専任の教育職員、研究員、事務職員及び技術職員である者を除く。）のうち、センターの運営上必要と認める者について、客員教授又は客員准教授の称号付与のための学長推薦を行うことができる。

(運営)

第 9 条 センターの運営に関する審議は、愛知教育大学教育創造開発機構委員会規程（2009 年規程第 50 号）第 7 条第 1 項の規定により置かれる部会において行う。

(事務)

第 10 条 センターの事務は、総務部教育創造開発機構運営課において、学部支援課の協力を得て処理する。

(雑則)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、2009 年 10 月 1 日から施行する。

2 この規程の施行後最初に選出されるセンター長の任期は、第 6 条第 3 項本文の規定にかかわらず、2011 年 3 月 31 日までとする。

附 則（2010 年規程第 78 号）

この規程は、2010 年 5 月 12 日から施行し、2010 年 4 月 1 日から適用する。